

第1回 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業 横浜市PFI事業審査委員会議事要旨	
日 時	平成21年3月9日(月) 13時30分～15時00分
開催場所	教育文化センター9階会議室
出席者	委員 5名(委員については、入札公告時に示します) 事業所管局(都市整備局) 小池建築担当課長、秋葉事業推進担当課長 ほか 事業所管局(市民活力推進局) 磯野地域施設課長、堀江文化振興課長 ほか 事務局(共創推進事業本部) 嶋田担当課長 ほか
欠席者	1名
開催形態	非公開
議題	審議内容 1. 実施方針(案)について
議 事	1. 実施方針(案)について ・委員発言要旨 ○区民文化センターの運營業務については指定管理者制度を導入することになるが、PFI事業者と指定管理者との関係性はどうか。 →PFI事業者として選定した業者を指定管理者に指定するという手続きを踏む。 指定管理業務の業務基準やモニタリング項目はPFI事業の要求水準書の中で示す。 ○17年間運営のPFI事業だが、指定管理期間も17年間となるのか。 →指定管理期間も17年間となるが、節目毎に市民ニーズなどを踏まえて、事業計画を見直す仕組みは検討する必要があると考えている。 ○公益施設の中に福祉保険センターの機能は含まれるのか。 →福祉保険センター機能も含まれる。福祉保険センターの動線と区役所の動線について配慮が必要になる。 ○公益施設にどのような施設があり、その中にどのような機能があるのかを分かりやすく示して欲しい。 →記載方法を修正する。 ○公益施設3階に設置する多目的スペースについて、どのような利用方法を考えているのか。

	<p>→公益施設 3 階は、駅や周辺施設と直結した交通結節地点となる。多目的スペースについては区役所の機能として使うのではなく、区役所の開庁時間に関係なく、市民が利用しやすい、にぎわいのあるスペースとしたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	・実施方針（案）について ・補足資料